

簡易公募型競争入札方式に準じた発注方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成27年6月1日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 小平田 浩司

1. 業務概要

- (1) 業務名 石垣船艇用品庫 (浜崎地区) (27) 新営工事監理業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、石垣船艇用品庫 (浜崎地区) (27) 建築工事、石垣船艇用品庫 (浜崎地区) (27) 電気設備工事および石垣船艇用品庫 (浜崎地区) (27) 機械設備工事に係る工事監理業務を行うものである。

本業務の対象工事概要

1) 建物用途：用品庫

2) 構造・階数・建物規模・工事概要

用品庫	鉄骨造3階建	1, 075 m ²	新築1棟
屋外排水設備			新設一式
舗装	アスファルト舗装		新設一式
植栽・芝張り			新設一式

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年3月31日
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) (以下「予決令」という。) 第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。
- (3) 沖縄総合事務局管内に本社又は支社・営業所を有すること。
- (4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 本業務の一部を再委託する場合の協力事務所が、沖縄総合事務局の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、沖縄総合事務局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 指名通知の時点において、本業務対象工事に係る設計業務の受注者又は本業務対象工事の受注者と資本関係又は人事面において関連がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加資格選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 上記において、最低の価格の者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係

電話：098-866-0031（内線：2526, 2527）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。
- ② 場所及び方法：入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記（1）にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間：平成27年6月2日（火）から平成27年6月11日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。
- ② 場所及び方法：電子入札システムにより提出を行うこと。

なお、参加表明書及び技術資料等が、3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ① 日時：入札の締切りは、平成27年6月30日（火）12時00分。開札は、平成27年7月1日（水）14時00分。
- ② 場所：紙による持参の場合は、上記(1)へ持参すること。開札は、沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。